

平成23年第3回臨時会

中川村議会会議録

中川村議会

平成23年第3回中川村議会定例会議事日程

平成23年11月28日(月) 午後2時30分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第1号 中川村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第4 議案第2号 平成23年度中川村一般会計補正予算(第4号)

出席議員(10名)

- 1番 中塚礼次郎
2番 高橋昭夫
3番 藤川稔
4番 山崎啓造
5番 村田豊
6番 大原孝芳
7番 湯澤賢一
8番 柳生仁
9番 竹沢久美子
10番 松村隆一

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	松村正明	振興課長	福島喜弘
庶務係長	菅沼元臣		

職務のために参加した者

議会事務局長 中平千賀夫
書記 松村順子

平成23年第3回中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成23年11月28日 午後2時30分 開会

- 事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 　ご参集ご苦労さまでございます。
　　ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成23年第3回中川村議会臨時会を開会いたします。
　　これより本日の会議を開きます。
　　本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
　　ここで村長のあいさつをお願いします。
- 村長 　平成23年度第3回中川村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、全員、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。
　　早いもので、本年も師走が目前となりました。
　　米国金融危機に続き、欧州でも危機拡大が心配され、タイの洪水を初めさまざまな自然災害が発生し、また、それによる世界の食糧生産への影響も懸念されているところであります。
　　そんな中、野田首相は、TPPに全品目を対象に加盟することを約束した、そんなふうにも米国政府は報じておりまして、政権への不信感とともに、村の将来に大きな不安を感じずにはられません。
　　さて、本臨時議会に提出いたします議案は、国の人事院勧告に準じて一般職職員の給与改定を行うための条例改正と、台風15号によって被害を受けた北島頭首工の復旧工事に伴う補正予算であります。
　　12月の定例議会が遠くないわけではありませんが、早急に対応する必要があり、臨時議会をお願いした次第であります。
　　何とぞ慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、臨時議会開会のごあいさつといたします。
　　よろしく願いいたします。
- 議長 　日程第1　会議録署名議員の指名を行います。
　　本臨時会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により、1番　中塚礼次郎議員及び2番　高橋昭夫議員を指名いたします。
　　日程第2　会期の決定についてを議題といたします。
　　お諮りいたします。
　　本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 　異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
　　日程第3　議案第1号　中川村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正す

る条例の制定について

- を議題といたします。
　　朗読願います。
○事務局長 　朗読
○議長 　提案理由の説明を求めます。
○庶務係長 　それでは、議案第1号につきまして説明をさせていただきます。
　　一般職の職員の給与に関する条例は、例規集第1巻の781ページに、また、平成18年改正条例第14号附則は909ページになります。
　　提案理由を説明します。
　　人事院は、本年9月30日、国家公務員の給与改定などについて政府に報告と勧告を行いました。
　　勧告のうち月例給の引き下げについて人事院勧告に準じて行うため本案を提出するものであります。
　　提案条例の説明をいたします。
　　第1条で一般職の職員の給与に関する条例に示す給料表を引き下げのため、別表にありますように改正をします。
　　改定率は最大で0.49%から最小で0.1%、平均で0.23%の引き下げ改定であります。
　　第2条で平成18年の改正条例第14号附則の一部を改正します。
　　平成18年改正条例附則第7項では、給料の切りかえにより減額支給となる職員については、切りかえ間の給料との差額を給料に含めて支給する、いわゆる減給補償を行うことを規定しています。
　　給料月額に乗じる割合については、今回の改正条例で給料表の改定を最大で0.49%減額することとしましたので、第7項第1号及び第2号で、それぞれ0.49%を減じ、100分の99.1及び100分の99.34とするよう改正するものです。
　　附則としまして、施行日を平成23年12月1日とするものですが、本年4月から11月までの引き下げ改定相当額を12月に支給する期末手当で調整することとします。
　　調整率として用いる100分の0.37は、給料表適用職員全体にかかる民間給与との格差の差額を減額調整の対象職員で均等に負担することとした場合の利率であり、この100分の0.37に4月に支給された給料、扶養手当、住居手当及び管理職手当の合計額と4月から11月までの8ヶ月を乗じて算出した額が第2項第1号の規定です。
　　さらに、第2号にあります6月支給の期末勤勉手当の合計額にも同率の100分の0.37を乗じて額を算出し、12月支給の期末手当から第1号及び第2号の合計額を減じた額を期末手当として支給することを規定するものです。
　　附則第3項は、平成23年4月から12月1日の間に新たに職員となった者の減額は、4月1日から職員であった者及び再任用職員との変更を考慮して定めるとするものでございます。
　　以上、ご審議いただきますようお願いをし、議案の提案説明とします。
- 議長 　説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。
 質疑・討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑・討論なしと認めます。
 これで質疑・討論を終わります。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
 日程第4 議案第2号 平成23年度中川村一般会計補正予算(第4号)
 を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 議案第2号 平成23年度中川村一般会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。
 第1条で予算の総額に9,950万円を追加し、予算総額を37億7,010万円とするものであります。
 6ページをごらんください。
 歳入であります。17款 県支出金で県補助金、災害復旧費県補助金9,421万6,000円の補正であります。農林水産施設災害復旧費補助金であります。これは、9月19日から21日にかけての台風15号の豪雨により被災した農業用施設、北島頭首工の復旧事業補助金です。台風15号による災害が激甚災害の指定となったことから、補助率は示されておきませんが、過去の災害の例から高率の補助が見込まれることから、復旧工事費1億468万5,000円の90%を計上しました。
 7ページ。
 22款 諸収入、預金利子5万円、これにつきましては、収支の調整を図るための計上であります。
 雑入523万4,000円、農業用施設災害復旧事業地元協力金で復旧工事費の5%を計上しました。
 災害復旧事業には起債の発行はできますが、今回の補正には見込んでございません。今後、事業の進捗状況を見て、借り入れを念頭に検討してまいりたいと考えております。
 8ページをお願いいたします。
 8ページから19ページにかけては、給料、職員手当等、共済費の増減がございます。給料、職員手当等の主な増減理由は、人事院勧告に準じた給与の改正と7月1日付退職職員の給与の減額、それに伴う人事異動に伴う調整であります。
 共済組合負担金は、全体では増額となっておりますが、基礎年金拠出金にかかわる費用の公的負担率が上がったための増額であります。
 総括的には23ページの給与費明細書をごらんください。

一般職の給与費明細書の総括で各費目分をまとめてございますが、区分の右側のほう、給与費、給料で比較という欄で減額の433万2,000円、職員手当で58万1,000円の計491万3,000円の減、共済費は145万2,000円の増で、合計で346万1,000円の減額となります。
 職員手当の内訳については、記載をしてあるとおりでございます。
 また、24ページに給料及び職員手当の増減の明細がございますので、後ほどごらんいただけたらというふうに思います。
 20ページへ戻っていただきまして、11款 災害復旧費であります。農林施設災害復旧費、1億920万円の補正であります。台風15号の豪雨災害による北島頭首工の災害復旧に伴う費用で、13の測量設計業務の委託料が451万5,000円、15の農業施設災害復旧工事、工事請負費が1億468万5,000円であります。
 21ページの予備費であります。631万9,000円を減じて収支の調整を図るものであります。
 一般会計については以上であります。特別会計につきましては、現行の予算内で執行が可能であり、最終調整をしたいということでありまして。
 以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
 これより質疑・討論を行います。
 質疑・討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 質疑・討論なしと認めます。
 これで質疑・討論を終わります。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおりに決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
 これで本臨時会に付議された事件の審議はすべて終了しました。
 ここで村長のあいさつをお願いします。

○村 長 本日の臨時議会、提案申し上げました2議案を、ともに原案どおりご承認を賜り、まことにありがとうございました。
 人事院勧告に伴い職員給与が減額となるわけですが、職員ともども、一層の村民サービス向上に努めてまいりたいと思います。
 12月定例議会も12日に開会となりますが、また、慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げまして、第3回臨時会閉会のごあいさつといたします。
 大変ありがとうございました。

○議 長 これで本日の会議を閉じます。
 以上を持って平成23年第3回中川村議会臨時会を閉会といたします。
 ご苦労さまでした。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

午後2時47分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____